

## 障害児福祉手当申請から支給まで

### 申請

- ①障害児福祉手当認定請求書
- ②障害児福祉手当（福祉手当）所得状況届
- ③障害児福祉手当認定診断書
- ④障害児福祉手当振込先登録票
- ⑤障害者手帳（所持している方のみ）

①～③と課税証明証をもとに判定

※以下の方は申請できません

（１）施設に入所している方

（２）本人・扶養義務者などの所得が限度額を超えているとき

### 認定

認定者には認定通知書を送付（認定請求月の翌月から支給開始）

### 支給

3ヶ月分まとめて年に4回支給（2・5・8・11月）